

介護予防・生活支援サービス「通所型サービスA」

重要事項説明書

合同会社 りんどう

丹波市介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービスA 重要事項説明書

当事業所は、丹波市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスAの提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社 りんどう
主たる事務所の所在地	〒669-3842 丹波市青垣町沢野340
代表者（職名・氏名）	代表社員 小堀 貴之
設立年月日	平成27年6月3日
電話番号	0795-87-1680

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービス りんどう	
サービスの種類	丹波市介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービスA	
事業所の所在地	〒669-3842 丹波市青垣町沢野340	
事業所の管理者	小堀 貴之	
電話番号	0795-87-1680	
指定年月日・事業所番	平成28年12月1日	2871301665
実施単位・利用定員	1単位	定員2人
通常の事業の実施地域	丹波市	
面 積	敷地面積320m ²	
建物概要	木造2階建て　述べ床面積141.8m ²	
損害賠償責任保険	共栄火災海上保険株式会社	

3. ご利用事業所の主な設備の概要

食堂・機能訓練室	43, 7m ²
静養室	9, 7m ²
相談室	4, 8m ²

4. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、丹波市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・通所型サービス（A）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、丹波市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

5. 提供するサービスの内容

通所型サービス（A）の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

機能訓練	【内容】
アクティビティ (介護予防)	体操、レクレーション 交流等
食事の提供	手作りの昼食
健康チェック	バイタルチェック、体調の観察

6. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、お盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス 提供時間	午前9時15分から午後4時30分まで

7. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	○		従事者の管理及びサービスの調整
生活相談員	○		ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います
介護職員		○	契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護師		○	契約者の健康管理や療養上の看護を行いますが、日常生活上の機能訓練や介護介助等も行います。

8. 利用料等

(1) 通所型サービス（A）の利用料

【基本部分】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
事業対象者 要支援1	3,410円（1回につき） (1月の中で全部で4回までのサービス)	341円	682円
事業対象者 要支援2	3,490円（1回につき） (1月の中で全部で5回から8回までのサービス)	349円	698円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額（利用者負担）	
		1割負担の場合	2割負担の場合
いきいき百歳体操	週1回実施	1回につき 15円	1回につき 30円
介護職員等 処遇改善加算Ⅲ	介護報酬費の8%		

(2) その他の費用

食費	【内容】 1食 780円
行事費	レク材料費や行事費をいただく場合があります。

(3) 支払い方法

上記（1）及び（2）の利用料金、その他の費用は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	丹波ひかみ農協の口座より自動振替

※その他ご希望があれば相談に応じます。

9. 緊急時における対応方法

- サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- 病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

10. 事故発生時の対応

- 通所型サービス（A）の提供により事故が発生した場合は、速やかに丹波市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 通所型サービス（A）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 非常災害対策

非常災害時の 対応方法	緊急災害防災マニュアルによる
避難訓練等の 概要	年2回の実施
防火設備等の 概要	煙探知機、消化器の設置

1 2. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：小堀 貴之 ご利用時間：午前8時30分～午後5時30分 電話番号： 0795-87-1680
---------	--

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
丹波市福祉部介護保険課	丹波市氷上町常楽211番地	0795-88-5266
兵庫県国民連合保険団体連合会	神戸市中央区三宮町1-9-1 1801号	078-332-5617

1 3. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
------------------------	--

1 4. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- ・他の利用者のご迷惑になるような行為は慎むようお願いします。
- ・体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 丹波市青垣町沢野340
事業者 合同会社 りんどう
代表者職 代表社員 小堀 貴之 印
説明者職 小堀 貴之 印

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印
署名代行者（又は法定代理人）
住所
本人との続柄
氏名 印
立会人 住所
氏名 印